



# 輝く人権

● 問い合わせ

役場人権推進課 人権推進係  
☎096(293)7920

差別落書きを許さない！

先月号で公共施設のトイレに差別落書きが発生した事をお伝えしました。差別落書きとは、特定の個人や地域を差別や偏見に基づき誹謗中傷する言葉を使った落書きで、しかも今回は連続して3件発生しており、悪質で卑劣な行為であり、許されないものです。

● 悪質な犯罪行為

差別落書きは差別表現により、人の心を深く傷つけ人権を侵害するものです。そのため場合によっては刑法の侮辱罪や名誉毀損罪で訴えられることもあります。また、落書き自体が犯罪行為であり、軽犯罪法や刑法の器物損壊罪、建造物等損壊罪の対象となる重大な犯罪行為です。

● 差別意識を助長

差別落書きは、当事者に精神的苦痛を与えるだけでなく、見た人が偏見や思い込みにより新たな差別意識を植え付けられたり、差別意識を助長したりする恐れもあります。

● 自分自身の事として考える

差別落書きは「消してしまえばおしまい」とか「自分には関係ない」と考える人がいるかもしれませんが、しかし落書きは消しても、当事者の心には消えない傷が残ります。一人一人が自分の問題として感じ取り、絶対に許されないという思いを持つ事により、正しい人権感覚が身に付き、差別落書きの根絶につながります。

● 差別落書きを発見した場合

万が一、差別落書きを発見した場合は、役場人権推進課や公共施設の管理者にご連絡ください。

今後町では、差別落書きの対応マニュアルなどを作成し、発生した場合の対処について詳細に定めて対応したいと考えています。

「人権啓発福祉センター・夏期講座」

「住んで良かった」と実感できる人権と福祉のまちづくりに向けて取り組んでおり、その一環としてセンター夏期講座を開催します(参加費無料)。

● 日時 8月20日(火)午後7時～8時30分

● 場所 町人権啓発福祉センター大会議室

● 演題 「あなたの身近に人権を考えるきっかけが……」

● 講師 「人権バンドゆう」飯開 輝久雄さん



# きらめく男女

● 問い合わせ

役場人権推進課 男女共同参画推進係  
☎096(293)7920



大津町男女共同参画審議会 前委員 山本 セツさん

私が子どもの頃(約60年以上前)は、終戦後ですから学校では男女平等教育が始まっていました。学校では教室の掃除なども男子、女子関係なく全員で楽しく、協力してやっていました。

ところがそんな生徒たちも家に帰ると周りの大人は全員、戦前の教育がしっかり身につけています。終戦で世の中は変わったという事はわかっていても、いきなり男女平等は気持ちを受け付けません。「男尊女卑」が人々の心の隅に少しあったのでしょう。風呂に入る順番、家族の座る位置などに表れるのが一般的だったと思います。

我が家の場合はその点、少しはまじかったと思います。父が外によく出る人だったので、時代の変化はわかって

くれて、私達(兄妹)は割合平等に扱って来ていました。

そして、戦後70有余年、いまや男女平等どころか男女共同参画です。「男女平等は当たり前、その上で男女が各人の個性に基づいて能力を十分に発揮できる機会を保障する」。すごいですね。この男女共同参画基本法が出来て今年20年、おかげで私の子ども達も十分にこの恩恵に浴しているようので、それぞれの家庭で仲良くやっています。

ここまでの来るのは学校教育、行政の努力(折を見ての啓発活動)によるところが大きかったと思います。女性管理職、医学部への入学者選抜、女性議員誕生などに未だ差別が見受けられませんが、心の中の問題は一朝一夕には変わりません。コツコツと日々、小さな身の回りのことから改めていけば、男女平等がしっかり根付いたように、男女共同参画も今に当たり前になっていくと信じています。



私たちが将来にわたって豊かな水の恩恵を受けていくためには、水を大切に使う必要があります。

《ご家庭でできる節水例》

- 節水を習慣にするために
  - ・蛇口はこまめに閉める・出し過ぎない。
- お風呂での節水
  - ・シャワーはこまめに閉める
  - ・ためすぎない、沸かしすぎない
  - ・残り湯を、洗濯・掃除・洗車・植木の水やりなどに利用する
- 洗濯での節水
  - ・まとめ洗いをする
  - ・洗剤は適量にする
- 台所での節水
  - ・適切な水量で食器や野菜を洗う
  - ・洗剤は適量に、ため洗いをする
- トイレでの節水
  - ・大小切り替えレバーの使い分け
  - ・必要以上に流さない
- 洗面所での節水
  - ・はみがきにはコップを使う
  - ・洗顔には洗面器を使う

# 環境プレス

Environmental press



## ● ごみ捨てマナーを守りましょう

最近、ごみが回収されていないという相談が多くあります。お話を伺うと、ごみ出しを午前8時30分以降に出されているケースが多く見受けられます。「普段は何時ごろに収集にくるか」と思い込み、いつ収集が来てもいいように午前8時30分までに出してしまう。

また、ごみ袋に入っていないごみは、収集されませんので、ごみは指定のごみ袋に入れてください。なお、ごみ袋に入らないものは、粗大ごみの扱いになります。

ごみの分別が分からない場合は、ごみカレンダーやごみの分け方出し方の冊子を窓口で配布しているので、そちらを参考にされるか、環境保全課までお問い合わせください。

## ● 家電4品目の処分

特定の粗大ごみである家電4品目(エアコン、テレビ、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫)については、左記の方法のいずれかを選択して処分を行ってください。

【家電小売店に依頼する】

- 製品を買い替える、家電小売店に引取りを依頼する。
- 買い替えてなく、購入した小売業者が廃業した、遠方にある、または不明な場合も家電小売店に依頼できます。

※リサイクル料金、収集運搬料金が必要です。

【粗大ごみで処分する】

- ステッカー方式
  - 月1回の粗大ごみの日に収集依頼することができます。回収日の前日までに役場環境保全課に予約し、そのあとに郵便局でリサイクル券を購入し、お店でごみステッカーを収集手数料分購入してください。
- 直接搬入
  - 環境美化センターなどの施設へ直接持ち込んで処分ができます。郵便局でリサイクル券を購入してから処理料金を支払ってください。

## ● 節水を心がけましょう！

水は私たちの生活に欠かすことのできない、貴重な限りある資源です。熊本県の水道使用量(平成28年度平均給水量)は、1人1日当たり331Lで、九州各県の平均より15L、福岡県より51Lも多く水を使っています。

水に恵まれている熊本ですが、近年、地下水の水位低下や湧水の減少など、将来の地下水の存続が危ぶまれる状況も見られています。

